

第2節 用途別審査基準

第1 アーケードの取扱い

アーケードの取扱いは、「アーケードの取扱いについて」（昭和30年2月1日、国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号）の通達に基づき、次により運用する。

1 運用上の留意事項

- (1) アーケードの設置は、防火、交通及び衛生上の弊害を伴うものであるから、抑制の方針をとること。従ってこの基準は、その設置を奨励する意味を持つものではなく、相当の必要があって真に止むを得ないと認められる場合における設置の最低基準を定めたものであること。
- (2) この基準は、建基法第44条第1項ただし書に規定する「公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物」に該当する建築物の確認、法第7条に規定する同意、道路法第32条第1項第4号に規定する「歩廊、雪よけその他これらに類する施設」の許可、道路交通法第77条第1項第2号に該当するものの許可等の権限の行使に際しての基準を示したものであるから、この基準の実施についての別段の法的措置を要しないこと。
なお、この基準に適合するアーケードについては、法第5条に基づく措置を命じないこと。
- (3) この基準に定めるアーケードのほか、アーケード類似のものは認めないこと。
- (4) この基準に対する制限の附加、アーケードの設置禁止区域等（2.(5)及び3.(1).ウ、オ）は、アーケードの申請があった際に定めても差し支えないが、でき得ればあらかじめ(5)の連絡協議会で決定して、適宜の方法によって周知させておくことが望ましいこと。
- (5) アーケードの設置許可等に関する連絡及び調整を行うため、道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設けること。
- (6) 連絡協議会は、アーケードの設置の申請があったときに開催すれば足りるが、その設置が予想されるような都市においては、あらかじめ開催し、(4)の事務打合せ等を行っておくことが望ましいこと。
- (7) 各機関は、それぞれ自己の所管部分に関して責任を有すると共に、他の機関の所管部門に関する意見を尊重するものとし、許可等は、連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り行うものとする。
- (8) アーケードのうち、がんぎ(注)については公益上の必要性により特に基準を緩和しているので、冬季、人の通行を確保するため欠くことのできない場合以外は認めないこと。
- (9) アーケードが設置されたときは、市は法第8条の規定により「防火責任者を定め、消防計画を立て、その訓練を行うべき建築物又は工作物」としてアーケードを指定すること。

※ 本号については、法第8条の規定が改正（昭和35年法律第117号）される前の規定に基づいていたが、改正後は消防用設備等及び防災施設の整備、点検等を行うための責任者を定めておくように指導すること。★

- (10) アーケードが設置されたときはややもすれば道路上にみだりに商品、立看板、自転車等を存置する傾向があり、単に平常時の円滑な通行を妨げるばかりでなく、火災等の災害時において、延焼の危険を増大し、避難及び防災活動を著しく阻害するおそれがある

ので、このようなことのないように厳重に取り締まること。

- (11) アーケードの設置後これに臨時的な広告物、装飾等の添架、塗装を行うときは、当然許可を要するものであるが、そのほか消防長又は消防署長は防火上支障がないよう設置者に対し指導を行うこと。
- (12) 適法に設置された既存のアーケードで、この基準に適合しない部分があるものについては、この基準に適合するよう指導するものとし、特に道路に占用期間を更新しようとする場合には、厳に所要の事項を指示すること。
- (13) 仮設のアーケードで、期間を限って設置を認めたものについては、当該期間が経過したときは撤去を励行させること。
- (14) 次の通知は当然廃止されること。
 - ・ 建基法第44条第1項の公共用歩廊の取扱について（昭和26.11.13住発第551号各都道府県知事宛住宅局長通知）
 - ・ 建基法第44条第1項公共用歩廊の取扱に関する件（昭和26.12.3道発第196号各都道府県知事宛道路局長通知）
 - ・ 建基法第44条第1項の公共用歩廊の取扱について（昭和26.11.21国消管発第213号各都道府県消防主務部長宛国消総務課長通知）

2 通 則

- (1) この基準において、「アーケード」とは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
- (2) アーケードは、がんぎ^(注)又は商業の利便の向上のために止むを得ないもので、かつ、相当の公共性を有するものでなければならない。
- (3) アーケードは、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路（道路交通法第2条に規定する道路をいう。以下同じ。）の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害するようなものであってはならない。
- (4) アーケードは、都市の防火、衛生及び美観を害するものであってはならない。
- (5) 現地各機関はアーケードを設置しようとする場所等の特殊性により、この基準のみによっては、通行上、防火上、安全上又は衛生上支障があると認めるときは、所要の制限を附加することができる。
- (6) この基準において現地各機関の裁量を認めているものを除くほか、風土の状況、消防機械の種類、建築物の構造等の特殊性により、この基準に定める制限の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合、この基準の一部を適用する必要がある場合、又はこの基準の一部をそのまま適用することによって通行上、防火上、安全上若しくは衛生上支障がある場合において、この基準の一部を変更して実施する必要があると認めるときは、それぞれ所管部門に応じ、中央機関に連絡の上、その処理を行うものとする。

3 道路の一侧又は両側に設けるアーケード

(1) 設置場所及び周囲の状況は、次の各号によらなければならないものとする。

- ア 歩車道の区別のある道路の歩道部分又は車馬の通行を禁止している道路であること。
- イ 車道の幅員(軌道敷を除く。以下本号中において同じ。)が11m未満の一級国道若しくは二級国道又は道路法第56条の規定により指定を受けた車道の幅員が9m未満の主要な都道府県道若しくは市道でないこと。
- ウ アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのある場所でないこと。
- エ 都市計画広場又は都市計画街路で、未だ事業を完了していない場所でないこと。
- オ 引火性、発火性若しくは爆発性物件又は大量可燃物を取扱う店舗の類が密集している区域その他の消防上特に危険な区域でないこと。
- カ 防火地域内又は準防火地域内であること。
- キ アーケードに面する建築物(以下「側面建築物」という。)のうち、防火上主要な位置にある外壁及び軒裏が、耐火構造又は防火構造であること。
- ク 街路樹の生育を妨げない場所であること。

(2) 構造は、次の各号によらなければならないものとする。

- ア 歩車道の区別のある道路においては、車道内に又は車道部分に突き出して設けないこと。
- イ 歩車道の区別のない道路においては、道路中心線から2m以内に又はその部分に突き出して設けないこと。ただし、構造上止むを得ない梁で、通行上及び消防活動上支障がない場合は、この限りでない。
- ウ 地盤面からの高さ4.5m以下の部分には、柱以外の構造部分を設けないこと。
ただし、歩車道の区別のある道路の歩道部分に設ける場合で、かつ、側面建築物の軒高が一般的に低く2階の窓から避難を妨げるおそれがある場合においては、地盤面からの高さ3mを下らない範囲内で緩和することができる。
- エ アーケードの材料には不燃材料を用いること。ただし、柱並びに主要な梁及び桁には、アルミニウム、ジュラルミン等を、屋根には、網入りガラス以外のガラスをそれぞれ用いないこと。
- オ 階数は、1であること。
- カ 壁を有しないこと。
- キ 天井を設ける場合は防火、排煙、換気、通行等に支障がない構造とすること。
- ク 木造の側面建築物に支持させないこと。
- ケ アーケードは、積雪、暴風等に対して安全なものであること。
- コ 柱は、なるべく鉄管類を用い、安全上支障がない限り細いものとする。
- サ 側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないようにすること。
- シ アーケードに電気工作物を設ける場合は、木造の側面建築物と電氣的に絶縁するように努めること。

※ 木造以外の側面建築物にあっても電氣的に絶縁の措置を講じること。

(3) 屋根は、次の各号によらなければならないものとする。

- ア 歩車道の区別のない道路に設ける場合の屋根の水平投影幅は3m以下とすること。

- イ 歩車道の区別のある道路に設ける場合には、屋根の下端等を絶対に車道部分に突出させないようにすること。
 - ウ 屋根には、アーケードの延長50m以下ごとに、桁行0.9m以上を開放した切断部又は高さ0.5m以上を開放した桁行1.8m以上の断層部を設けること。ただし、屋根にアルミニウム等の火災の際に融けやすい材料を使用し、消防上支障がないと認めるときはこれを緩和することができる。
 - エ 屋根の下面には、アーケードの延長おおむね12m以下ごとに鉄板等の垂れ壁を設けること。ただし、前ウただし書の部分等で炎の伝走のおそれがない場合は、この限りでない。
 - オ 屋根面上はおおむね6mごとに、火災の際その上部で行う消防活動に耐えうる構造とした部分を設け、その部分の幅を0.6m以上とし、かつ、その部分に着色等の標示をすると共にすべり止め及び手すりを設けること（以下これらの部分を「消火足場」という。）
 - カ 屋根面（消火足場で0.8m以下の幅の部分及び越屋根の部分を除く。）の面積の5分の2以上を地上から簡便かつ確実に開放しうる装置を設けること。ただし、屋根（天井を有するときは天井面）が4分の1以上の勾配で側面建築物に向かって下がっておりその水平投影幅が3m以下であって、かつ、アーケードの下での排煙、換気に支障がない場合においてはこの限りでない。
- (4) 柱の位置は、次の各号によらなければならないものとする。
- ア 道路に設置する場合にあつては路端寄りに設けること。ただし、歩車道の区別のある道路であつて歩道幅員3m未満の場合には、歩道内の車道寄りに限り、歩道幅員3m以上の場合には、歩道内の車道寄りにも設けることができる。
 - イ 消防用機械器具、消火栓、火災報知機等、消防の用に供する施設、水利等の使用及び道路の附属物の機能を妨げるおそれのある位置並びに道路のすみ切り部分に設けないこと。
 - ウ 側面建築物の非常口の直前及び両端から1m以内で避難の障害となるおそれのある位置に設けないこと。
- (5) 添架物等は、次の各号によらなければならないものとする。
- ア 恒久的な広告物等の塗装若しくは添架又は恒久的な装飾をしないこと。ただし、アーケードの両端（切断部、断層部等を含まないものとする。）における地名、街区名等の標示で、不燃材料のみで構成され、アーケードの梁以上の高さに設けられるものについては、この限りでない。
 - イ 電気工作物は、アーケードの軒先から0.2m以内又は消防用登はん設備から1m以内の部分その他消防活動上、特に障害となる部分には施設しないこと。

4 道路の全面又は大部分をおおうアーケード

道路の全面をおおい、又は道路中心線から2m以内に突き出して設けるアーケードは、前3各号(1). イ、キ、(2). ア、イ、ウ及び(3). アを除く。)によるほか、次の各号によらなければならないものとする。

- (1) 道路の幅員が4m以上、かつ、8m以下であること。
- (2) 側面建築物の各部分から、側面建築物の前面以外の方向25m以内に幅員4m以上の道路若しくは公園、広場の類があること。ただし、前段に規定する距離が50m以内で、その間に消防活動及び避難に利用できる道路がある場合は、この限りでない。
- (3) 側面建築物の延長がおおむね50m以下ごとに避難上有効な道路があること。ただし、周囲の状況により避難上支障がないときは、この限りでない。
- (4) 側面建築物の延焼のおそれのある部分にある外壁及び軒裏は耐火構造又は防火構造であり、かつ、それらの部分にある開口部には防火戸が設けられていること。ただし、この場合、敷地とアーケードを設置する道路との境界線は、隣地境界線とみなす。
- (5) 側面建築物は、既存のものについても、建基政令第114条(界壁等)及び建基政令第5章第2節(廊下・階段・出入口等)並びに火災予防条例の規定に適合していること。ただし、防火上、避難上支障がない場合は、この限りでない。
- (6) 火災発生の際に、これを区域内に周知させるために有効な警報装置及びアーケードを設置しようとする道路の延長おおむね150m以下ごとに消防機関に火災を通報することができる火災報知機が設けられていること。

※ ① 非常警報設備を政令第24条の規定の例により設けること。

② 火災報知機については、側面建築物又はアーケードに電話が設けられている場合設けないことができる。

- (7) 柱以外の構造部分の高さは、地盤面から6m以上であること。ただし、側面建築物が共同建築等で軒高が一定し、消防活動上及び通行上支障がないときは当該軒高及び地盤面からの高さ4.5mを下さない範囲内で緩和することができる。
- (8) 屋根面は、断層部分又は消火足場と交差する部分を除き、その全長にわたってアーケードの幅員の8分の1以上を常時開放しておくこと。ただし、換気、排煙の障害となるおそれのない場合には越屋根の類を設けることができる。
- (9) アーケードを設置しようとする道路の延長50m以下ごとに屋根面上に登はんできる消防進入用の設備及びこれに接して消防隊用の消火栓並びにこれに接続する立管及び連結送水口(サイアミーズコネクション)を設けること。ただし、街区又は水利の状況により消防上支障がないときは、その一部を緩和することができる。
- (10) 前(9)の設備及び各消火足場に連結する消火足場を道路の延長方向に設けること。
- (11) その幅員の全部をアーケードでおおわれた道路と交差させるときは、交差する部分を開放し、又は高さ0.5m以上を開放した断層部とすること。

5 屋根が定着していないアーケードの特例

屋根に相当する部分にガラス以外の不燃材料又は防災処理をした天幕の類を使用し、その全部を簡単に撤去することができ、かつ、容易に地上から開放できる装置をつけたアーケードで、交通上支障のない場合においては3.(2).エ、3.(3).イからオ及び4.(1)、(8)から(10)は適用しない。

6 仮設日よけの特例

夏季仮設的に設ける日よけで、期間終了後は全部の構成材料が撤去されるものについては、3.(1).ア、ウ、オ、(2).アからウ、オからキ、ケからサ、(3).アからウ、(4)全部及び4.(7)、(11)の規定のみを適用するほか、次の各号によらなければならないものとする。

- (1) 設置期間は6月から9月までの4箇月以内であること。
- (2) 歩車道の区別のある道路の歩道部分にのみ設けるものであること。ただし、歩車道の区別のない道路にあってアーケードの延長及び幅員並びに付近の建築物、道路、消防水利その他周囲の状況から、通行上、消防上支障がない場合は、この限りでない。
- (3) 屋根の材料はビニール、よしず、天幕等軽量で、かつ、延焼の媒介となるおそれの少ないものであること。
- (4) 構造は、容易に破壊消防を行いうるような簡単なものであること。
- (5) 延長12m以下ごとに少なくとも屋根の部分の撤去しやすいように独立の構造としたものであること。

7 がんぎの特例

がんぎ^(注)については、3.(1).アからウ、(2).ア、ウからシ、(3).ア、イ、エ、(4)全部及び(5)全部のみを適用する。ただし、地方の特殊事情によりこれらの規定の一部又は全部を適用しないことができる。

(注) がんぎ：（雁木）群れて飛ぶ雁の列のようなジグザグの形のもの。
雪国で、通りに面した軒から庇（ひさし）を長く出して、その下を通路としたもの。